

# 携帯電話等エリア整備事業

携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

## 施策の概要

地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備に対して補助金を交付する。

- ア **事業主体**: 地方自治体(市町村) ← 基地局施設  
無線通信事業者 ← 伝送路施設
- イ **対象地域**: 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪
- ウ **補助対象**: 基地局費用(鉄塔、局舎、無線設備等)  
伝送路費用(※中継回線設備の創設費と維持費(10年間))
- エ **負担割合**:  
(基地局)【100世帯未満】

国 2 / 3	都道府県 2 / 15	市町村 1 / 5
------------	----------------	--------------

(伝送路)【100世帯未満】

国 2 / 3	無線通信事業者 1 / 3
------------	------------------

## ○所要経費(一般会計)

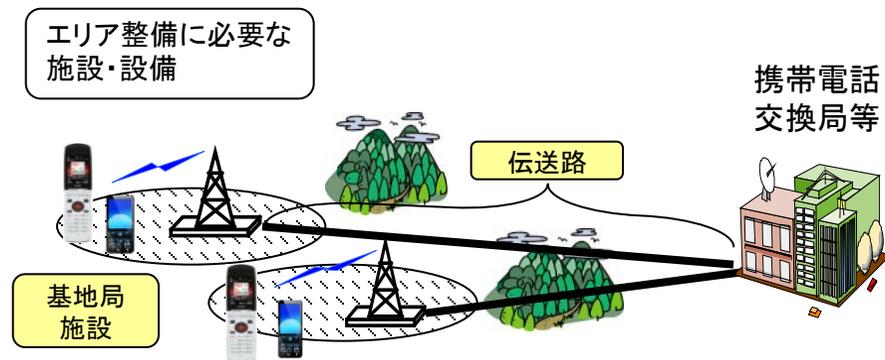
平成24年度予算額	4,714百万円
平成23年度予算額	5,800百万円

## 成果目標・成果実績

平成21年度末	平成22年度末	最終目標値
3.4万人	5.5万人	12.6万人

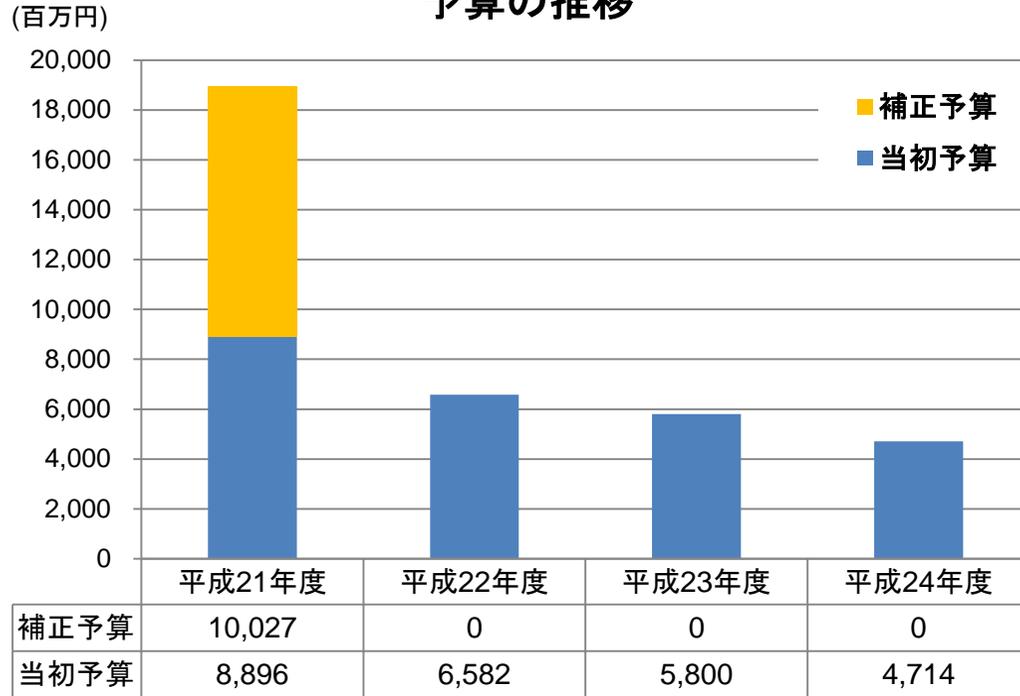
平成20年度末時点で携帯電話サービスエリア外地域に居住する約15.5万人のうち、整備要望がない約2.9万人を除いた約12.6万人について、整備可能な地域から順次エリア化を図る。

## イメージ図



# 携帯電話等エリア整備事業 予算の推移と過去の実績

## 予算の推移



(参考)各年度4月時点における  
 地方自治体からの基地局事業希望件数  
 (携帯電話事業者とは未調整の段階)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
370	239	216	191

## 補助事業完了件数

基地局 (件)

平成21年度	319 (202)
平成22年度	633 (536)
平成23年度	155 (11)

伝送路 (件)

平成21年度	19 (0)
平成22年度	152 (19)
平成23年度	50 (0)

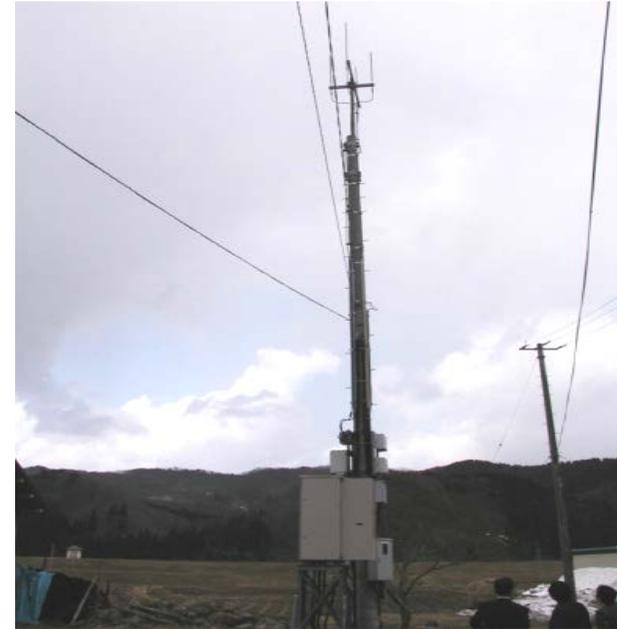
※ 括弧内の数値は、平成21年度補正予算等による事業件数(平成21年度は、エリア整備を加速させるため、補正予算等による事業を実施)。

# 携帯電話基地局のタイプ比較

通常型



簡易型



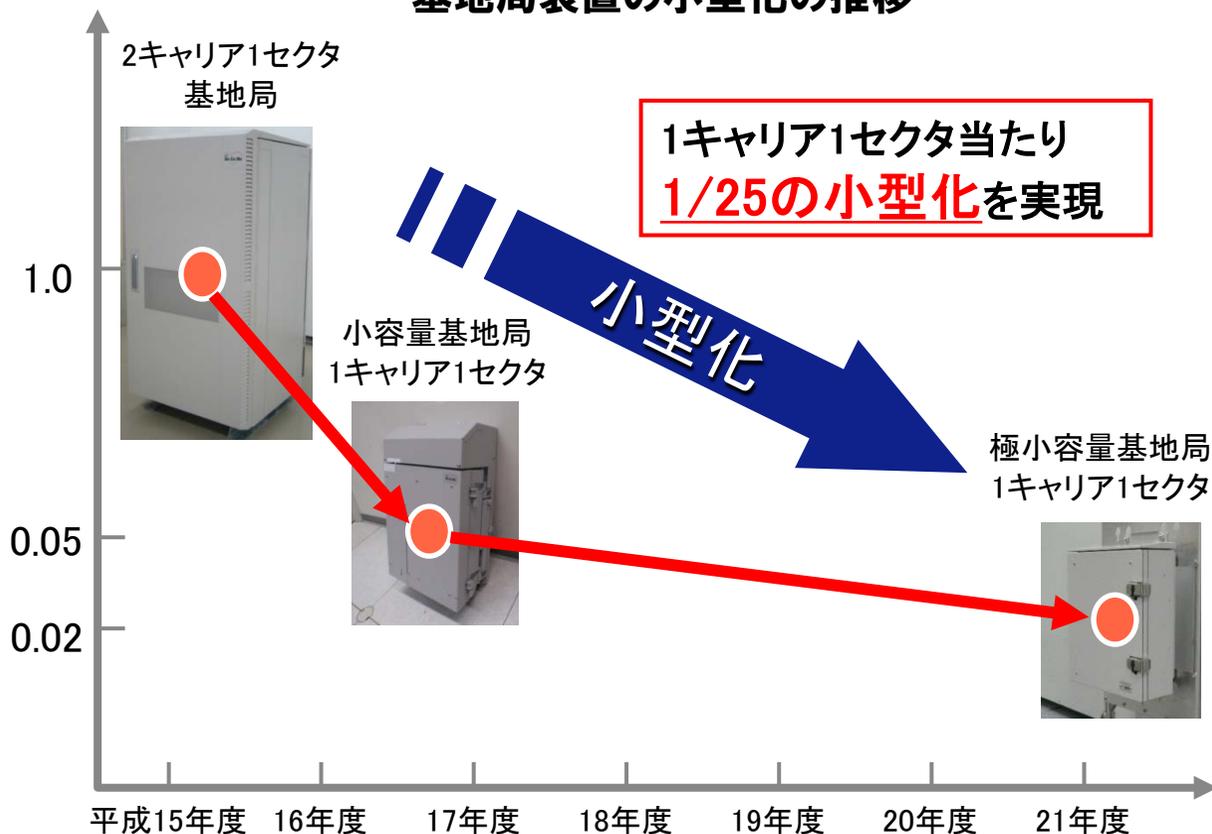
高さ	概ね40～50m	概ね15m
カバーエリア	概ね半径2～4km程度	概ね半径1km程度
敷地面積	概ね270～300㎡	概ね9～10㎡
摘要	開けたエリアで広域的に整備する場合や携帯電話事業者複数社相乗り案件などに活用	単独の携帯電話事業者がスポット的に整備する場合などに活用
整備に係るコスト	概ね3000万円～4000万円	概ね1000万円～2000万円

# 基地局装置の小型化・低廉化

- 小型基地局の開発により、従来よりも狭いスペースでの設置が可能に
- 小型化により、大規模鉄塔ではなく小規模な鉄塔又は鉄柱等の利用が可能に
- ➡ 用地取得や基礎工事、工期の短縮などを含め、エリア化に要するコストが低廉化

装置サイズ

基地局装置の小型化の推移



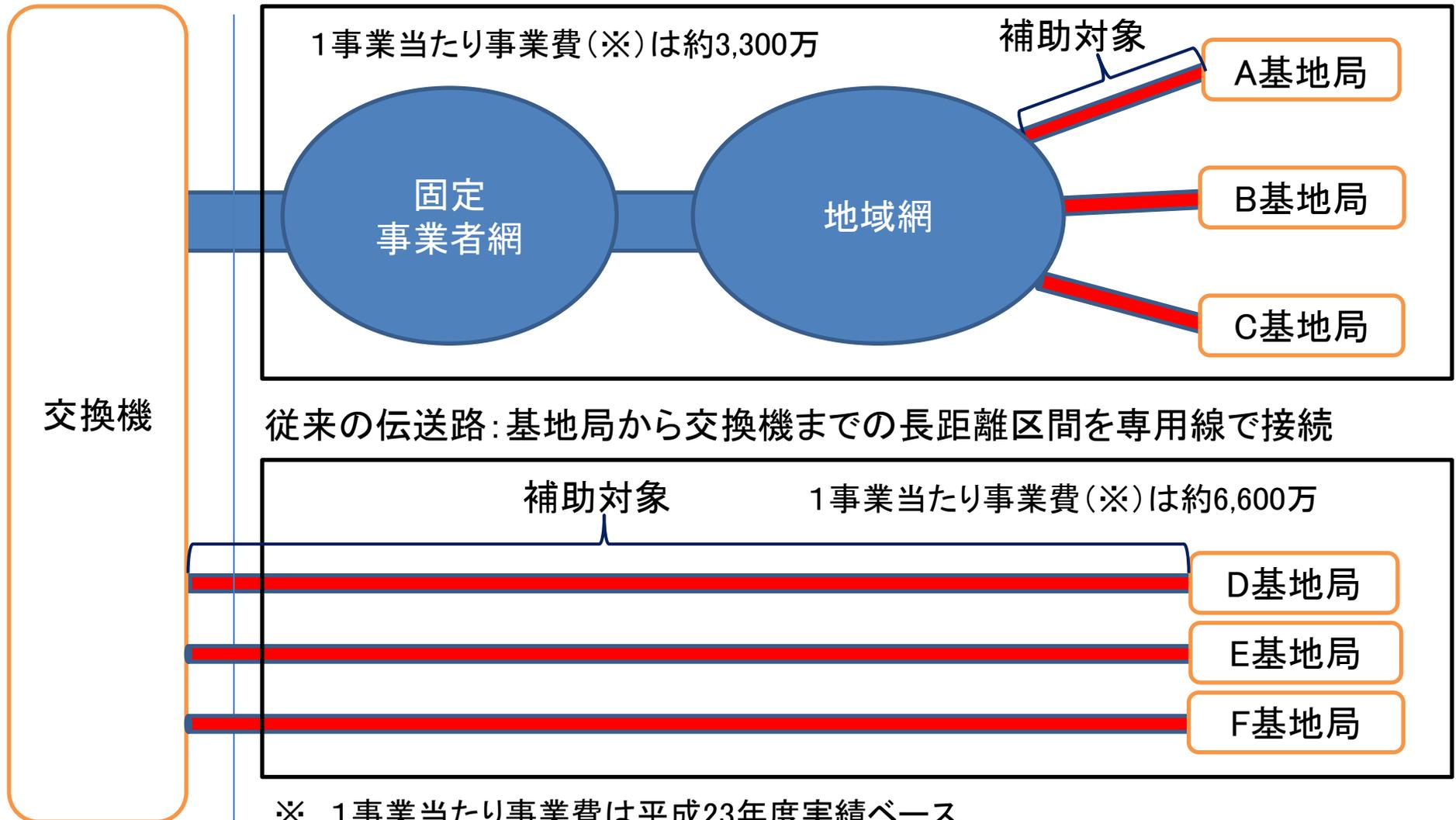
1事業あたり事業費の推移  
(基地局整備)

(千円)

	1事業あたり事業費
平成17年度	46,061
平成18年度	50,198
平成19年度	49,872
平成20年度	32,078
平成21年度	16,268
平成22年度	19,030
平成23年度	22,314

# IP技術の活用による効率的な伝送路の整備

IP技術の活用: 既存の事業者IP網等(廉価で多重化が容易)を活用し、専用線利用の区間を最小化



※ 1事業当たり事業費は平成23年度実績ベース

# 【参照条文】電波法（昭和25年法律第131号）

（電波利用料の徴収等）

第百三条の二

1～3（略）

4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十項の特定免許等不要局を開設した者又は第十一項の表示者が納付すべき金銭をいう。

一～七（略）

八 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助

イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備

ロ（略）

九～十一（略）

平成24年行政事業レビューシート

(総務省)

<b>事業名</b>	無線システム普及支援事業 (携帯電話等エリア整備事業)		<b>担当部局庁</b>	総合通信基盤局電波部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成17年度～		<b>担当課室</b>	移動通信課		課長 田原 康生		
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>施策名</b>	V-5 電波利用料財源電波監視等の実施				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	電波法第103条の2第4項第8号		<b>関係する計画、通知等</b>					
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して、国がその整備費用の一部を補助するもの。							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		補正予算	8,896	6,582	5,800	4,714		
		繰越し等	10,027	0	0	0		
		計	-15,331	12,857	-317	2,125		
	執行額	3,592	19,439	5,483	6,839			
	執行率(%)	3,848	13,907	3,489				
<b>成果目標及び 成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (-年度)	
	平成20年度末時点で携帯電話サービスエリア外地域に居住する約15.5万人のうち、整備要望がない約2.9万人を除いた約12.6万人について、整備可能な地域から順次エリア化を図る(毎年度の目標設定は困難)。(成果実績、達成度は累積)		成果実績	万人	3.4	5.5	調査中	12.6
			達成度	%	27.0	43.7		
<b>活動指標及び 活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	補助事業が完了した件数 (上段:基地局、下段:伝送路)		活動実績 (当初見込み)	件	319 19	633 152 (690) (211)	155 50 (175) (116)	— (103) (93)
<b>単位当たり コスト</b>	(基地局)14.9(百万円/件) (伝送路)23.7(百万円/件)		算出根拠	基地局:2,306百万円(補助額総額)/155件(補助件数) 伝送路:1,183百万円(補助額総額)/50件(補助件数) (※23年度ベース) (※23年度の執行額は未確定値)				
<b>平成24・25年度 予算内訳</b>	<b>費目</b>	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	無線システム普及支援事業費等補助金	4,712						
	電波監視等業務旅費	2						
	計	4,714						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	・過疎、山村等の条件不利地域においては、住民からの携帯電話エリア化の要望はあるものの、事業採算上の問題等から市町村や民間事業者のみではエリア整備が進まない。したがって、電波利用の不均衡を緩和し、電波の適正利用を確保するため、国が携帯電話基地局・伝送路整備の補助を行う必要がある。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ・用途・費目	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	・事業仕分けにおいて予算要求の縮減を求められたことを踏まえ、簡易型基地局の導入やIP技術の活用の拡大等によりコストの削減に努め、効率的な予算執行を実現したところ。これを踏まえ、平成24年度予算の要求額は前年度に比べ10億円以上の大幅な縮減となった。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	・補助事業の実施により、今まで携帯電話が利用できなかった地域において携帯電話基地局・伝送路が整備され、携帯電話の利用が可能となるなど、実効性の高いものとなっている。 ・本事業の実施等により、携帯電話サービスエリア外地域居住人口は着実に減少している。 ・東日本大震災の影響による事業取消等が発生したため、当初見込みよりも実績が減少した。 ・本事業によって整備された携帯電話基地局や伝送路は、携帯電話サービスの提供のために十分に活用されている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>本事業については、東日本大震災の影響による事業取消等により見込みと実績の乖離が生じたものの、予算を抑制しつつ効率的な事業執行が行われ、実績も上がっていると評価できる。残りの携帯電話サービスエリア外地域は、人口密度が低く、整備効率がさらに低下するものと考えられるが、このような地域の整備に資する簡易型基地局の導入やIP技術の活用の拡大等により、引き続きコストの削減に努めていく。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>【事業仕分け第1弾】            事業番号：1-19、事業名：電波利用共益費用①(携帯電話等エリア整備事業及び電波遮へい対策事業、電波監視施設の整備・維持運用及び電波監視業務等の実施)            WGの評価結果：予算要求の縮減            とりまとめの結果：本事業については、「予算要求の縮減」を結論とする。</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0120	平成23年行政事業レビュー	0121

※平成23年度実績を記入

総務省  
3,489百万円

携帯電話等の不感エリアを解消するために必要な基地局及び伝送路の整備費用を補助。

【基地局】【申請・補助】

A. 都道府県  
(25都道府県)  
2,306百万円

市町村に対して、携帯電話等の不感エリアを解消するために必要な基地局を整備費用を補助

【申請・補助】

B. 市町村 (59市町村)  
2,306百万円

携帯電話等の不感エリアを解消するために必要な基地局を整備

C. 株式会社等・個人  
2,306百万円

【伝送路】【申請・補助】

D. 株式会社 (2社)  
1,183百万円

携帯電話等の不感エリアを解消するために必要な伝送路を整備

E. 株式会社 (3社)  
454百万円

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者につ  
 いて記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

A.岩手県			E.西日本電信電話(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	携帯電話用設備の整備のための県内 4市町村(21箇所)に対する補助金	320	保守管理費 等	携帯電話用光ファイバ等を構築・保守管理す るための費用	391
計		320	計		391
B.広島県庄原市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設整備費	携帯電話用設備の整備のための市内 10箇所に対する整備費用(補助金)	248			
計		248	計		0
C.(株)エヌ・ティ・ティ・コモ			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
機器費等	携帯電話用設備設計管理業務委託・ 無線通信設備等	307			
計		307	計		0
D.KDDI(株)			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
賃借費	携帯電話用光ファイバ等を賃借する ための費用	730			
計		730	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	岩手県	携帯電話用基地局整備事業	320	申請・補助	—
2	島根県	携帯電話用基地局整備事業	306	同上	—
3	広島県	携帯電話用基地局整備事業	302	同上	—
4	北海道	携帯電話用基地局整備事業	272	同上	—
5	宮崎県	携帯電話用基地局整備事業	217	同上	—
6	福島県	携帯電話用基地局整備事業	200	同上	—
7	秋田県	携帯電話用基地局整備事業	134	同上	—
8	愛媛県	携帯電話用基地局整備事業	108	同上	—
9	高知県	携帯電話用基地局整備事業	87	同上	—
10	京都府	携帯電話用基地局整備事業	73	同上	—

※支出額は補助金額。

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島県庄原市	携帯電話用基地局整備事業	248	申請・補助	—
2	北海道湧別町	携帯電話用基地局整備事業	233	同上	—
3	岩手県盛岡市	携帯電話用基地局整備事業	133	同上	—
4	秋田県大仙市	携帯電話用基地局整備事業	101	同上	—
5	岩手県花巻市	携帯電話用基地局整備事業	98	同上	—
6	宮崎県延岡市	携帯電話用基地局整備事業	95	同上	—
7	島根県吉賀町	携帯電話用基地局整備事業	87	同上	—
8	島根県美郷町	携帯電話用基地局整備事業	76	同上	—
9	岩手県岩泉町	携帯電話用基地局整備事業	73	同上	—
10	福島県西会津町	携帯電話用基地局整備事業	70	同上	—

※支出額は補助金額。

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)エヌ・ティ・ティ・コム	携帯電話用基地局整備事業	307	—	—
2	日本コムシス(株)	携帯電話用基地局整備事業	271	—	—
3	(株)協和エクシオ	携帯電話用基地局整備事業	239	—	—
4	北海道電気工事(株)	携帯電話用基地局整備事業	145	—	—
5	KDDI(株)	携帯電話用基地局整備事業	97	—	—
6	大明(株)	携帯電話用基地局整備事業	93	—	—
7	(株)ユアテック	携帯電話用基地局整備事業	87	—	—
8	(株)TTK	携帯電話用基地局整備事業	70	—	—
9	NECネットエスアイ(株)	携帯電話用基地局整備事業	57	—	—
10	ソフトバンクモバイル(株)	携帯電話用基地局整備事業	47	—	—

※支出額は補助金相当額。

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	KDDI(株)	携帯電話用伝送路整備事業	730	申請・補助	—
2	(株)NTTドコモ	携帯電話用伝送路整備事業	453	同上	—

※支出額は補助金額。

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	西日本電信電話(株)	携帯電話用伝送路整備事業	391	—	—
2	東日本電信電話(株)	携帯電話用伝送路整備事業	48	—	—
3	東北インテリジェント通信(株)	携帯電話用伝送路整備事業	14	—	—

※支出額は補助金相当額。